

家庭裁判所ってどんなところ？  
職員から生の声を聞こう！

令和3年度法の日週間広報行事  
高校生の皆さんに  
オンライン説明会を実施しました！



**令和3年11月24日（水）千葉家庭裁判所において、千葉県立検見川高校1年生の皆さんに対し、裁判所の仕事を知ってもらうためのオンライン説明会を実施しました。**

○ 裁判所について

高校の公民の授業で習う三権分立、裁判所の種類、三審制など、裁判所の組織や裁判所のしくみについて解説するとともに、家庭裁判所が取り扱う家事事件と少年事件の特徴について解説しました。

家事事件：夫婦の離婚や相続等、「家族」に関する問題を解決する手続

少年事件：「非行」をした少年に対して、更生のための処分を決める手続



家事事件では、話し合いによって解決を目指す調停という制度があったり、少年事件では、この先少年が非行を繰り返さないためにはどうしたら良いかを考えているとか、地方裁判所にはない特徴があるんだって！

○ 職員へのインタビュー

家庭裁判所で働く、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の役割を説明し、生徒の皆さんからの質問に回答しました。

裁判官：裁判所で司法権を行使する官職

裁判所書記官：裁判手続の専門家

家庭裁判所調査官：心理学や教育学等の行動科学の専門家



生徒の皆さんからは、約100通にも及ぶたくさんの質問をいただいたよ！

- (例) Q. それぞれの仕事に就くにはどのような試験がありますか？  
Q. 裁判は一日何件ありますか？  
Q. 裁判で「異議あり！」と言うことはありますか？

生徒の皆さんからはたくさんの感想をいただきました！



裁判所は遠い存在だと思っていましたが、今回の話を聞いて、とても身近に感じることができて面白かったです。



裁判官だけではなく、いろいろな人が裁判所に関わっていて、どの役割の人も重要だと思いました。



家庭裁判所には教育的な側面があるという点に関心を持ちました。



※講義で使用したレジュメ(抜粋)



熱心に説明を聴いて、積極的に質問してくださいました。ご参加いただいた皆さんありがとうございました！

